

**日程第18 委員会提出議案第1号 太陽光発電事業の規制に関する意見書について**

○議長（岡 弘悟君）日程第18 委員会提出議案第1号 太陽光発電事業の規制に関する意見書について を議題といたします。

本案について提出理由の説明を求めます。

総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、太陽光発電事業の規制に関する意見書提出についてをお願いしたいと思います。

国はエネルギー枯渇のおそれがなく、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しない再生可能な自然エネルギー発電の普及促進に取り組んでいる。中でも、太陽光発電は2012年に固定価格買取制度（FIT法）がスタートして以来、急速に拡大し、低炭素社会実現の機運のもと、個人居宅の家庭用ソーラーパネルから事業者によるメガソーラーまで、あらゆる規模の発電事業が行われるに至っている。

しかしながら、この太陽光発電施設が住宅地に近接した遊休農地や山林を伐採して設置されるなど、周辺環境との不調和や景観の阻害、反射光等による公害といった地域住民の住環境への悪影響のみならず土砂災害の発生が懸念される事例が生じている。

また、このような事例では地域住民や関係自治体への説明もないまま、ある日突然、隣接の急斜面地の立木が伐採されるなど、一般の感覚とはかけ離れた事業手法で発電設備が設置されており、事故発生時や事業終了時の適切な対応は期待できず、将来、大量の産業廃棄物が残されるのではないかと不安が増大している。

安全で安定的な電力の需要構造の再構築は、福島第一原子力発電所の事故を経験した日本国民の願いであり、太陽光発電をはじめとする再生可能自然エネルギー発電が寄与するところは大きいものと考えます。

よって、国においては国民の不安を払拭し、太陽光発電の健全な普及に資するため、下記事項に係る早急な処置を講じられるよう強く要望する。

記。

1、太陽光発電事業者による土地の乱開発や自治体、地域住民をないがしろにした強引な事業計画に対し、電気事業者による再生可能エネルギーの電気の調達に関する特別措置法等に基づく認可の取り消しを含め、強力な行政指導を行えるよう所要の法整備を早急に行うこと。

2、事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を太陽光発電事業者が遵守すべき義務規定に改正し、事業実施における遵守状況を国が責任を持って確認すること。

3、事業終了後に残る太陽光パネル等の発電施設の撤去及び処分を適切かつ確実に行える仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣。

橋本市議会。

以上であります。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 太陽光発電事業の規制に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第19 委員会提出議案第2号 医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消を求める意見書について と、日程第20 委員会提出議案第3号 小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書について**

○議長(岡 弘悟君) 日程第19 委員会提出議案第2号 医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消を求める意見書についてと、日程第20 委員会提出議案第3号 小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書について の2件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

文教厚生委員会委員長 6番 小林君。

〔6番(小林 弘君)登壇〕

○6番(小林 弘君) 朗読をもって説明をさせていただきます。

医師の地域偏在、診療科偏在、並びに医師

不足の解消を求める意見書。

和歌山県の医療圏別人口10万人当たり医療施設、従事医師数は全国でも上位にあるが、その実態は和歌山保健医療圏に医師が偏在し、橋本保健医療圏は全国平均にもほど遠い状況である。

自治体病院は、地域医療の最後のとりでとして、行政、医師会、その他医療機関、介護施設等と連携し、地域に必要な医療を公平・公正に提供し、地域住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献することを使命としている。また、地域住民の命と健康を守ることは地域の担い手を定着させるための基本である。

そのような中で、橋本市民病院は、地域の二次救急を担う急性期病院として、また地域災害拠点病院、地域がん診療連携拠点病院として、地域にとってはなくてはならず、団塊の世代が後期高齢者となる2025年においても、地域医療を支える中核病院としての役割が変わることなく担っているものとする。

にもかかわらず、当院の常勤医師の現状は、呼吸器内科、救急科、麻酔科、放射線科で各1名のみで、腎臓内科、代謝内科、耳鼻咽喉科に至っては不在の状態が続いており、平成31年度にはさらに消化器内科も不足となる見込みで、極めて深刻な事態となっている。

また、医師の診療科偏在と医師不足は、病院全体として病院勤務医の過重労働にもつながるもので、その対応は喫緊の課題である。国においては、医師の働き方改革に関する検討会で、労働時間短縮や勤務環境改善の議論が進められているが、地域においては医師法に定める応召義務を遵守しながら限られた人員体制によって地域住民の医療を確保しているという厳しい実態にある。

よって、和歌山県においては、医師需給・偏在の状況、人口構造の変化や地域の実情等

を十分に踏まえ、医師が無理なく地域医療を担い、そして地域住民が安心して医療を受けられるよう、適切な措置が講ぜられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成年月日。橋本市議会。

提出先。和歌山県知事。

よろしく願いを申し上げます。

続きまして、提出議案第3号のほうに移らせていただきます。

小学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書。

近年、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっており、連日30℃を超える地域が広がり、命にかかわる危険な暑さを記録する日が続く状況となっている。

学校保健安全法に基づく文部科学省告示の学校環境衛生基準では、教室の望ましい温度の基準は17℃以上、28℃以下となっているが、現在、全国の学校施設において、この基準を満たさない状況が頻発してきている。

そのため、児童生徒が過酷な環境の中で学習を強いられることになり、学ぶ意欲だけでなく健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このように、夏季における教育環境の改善、中でも改善策としての学校施設への空調設備の設置は早急に対応すべき全国的な課題となっている。

本市においても、夏季の教育環境の改善を喫緊の課題と認識し、小・中学校の教室等に空調設備を早急に設置することを決断したところである。しかしながら、校舎の老朽化対策、トイレ改修などの教育環境の改善に向けた課題はいまだに残されており、地方公共団体の厳しい財政事情の中、これら対策を空調設備の設置とともに実施することは困難となってきた。

日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え育てるため、子どもたちが快適に学習できるように環境整備を行うことは、国、地方公共団体の責務である。

よって、国においては、早急かつ全国的に対応しなければならない課題となっている。普通教室への空調設備の設置を促進するため、下記の事項について早急に実施されることを強く要望する。

記。

1、学校施設への空調設備設置に係る予算の確保、増額を図ること。

2、学校施設環境改善交付金における空調設備の算定基準単価のかさ上げや財政措置の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成年月日。橋本市議会。

提出先。衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(岡 弘悟君)説明が終わりました。これより委員会提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより委員会提出議案第2号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 医師の

地域偏在、診療科偏在、並びに医師不足の解消を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第3号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、委員会提出議案第3号については、委員会に付託いたしません。

これより委員会提出議案第3号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第3号 小中学校への空調設備設置を促進するための財政支援の拡充を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案3件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議がありませんので、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長（岡 弘悟君）以上で本日の日程は終わりました。

これにて本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（岡 弘悟君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、9月3日の開会以来、24日間にわたりまして提案いたしました34件の議案についてご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見につきましては、今後十分に検討してまいります。

さて、今会期中にも、9月4日に暴風雨を伴った台風21号が接近し、各地に被害をもたらし、本市においても、一部地域における停電、また住家や農作物等への被害がありました。住家等の被害については、本市の職員が被災した家屋等を調査し、早期の罹災証明書の発行に努めております。柿や野菜等農作物への被害は多数報告されており、現在、県と調整しながら支援策を検討しているところです。

次に、今定例会においてご審議いただきました小・中学校エアコン設置については、できるだけ早期の設置をめざし、教育環境の改善に向け、教育委員会と市長部局が協力して十分に検討を重ねてまいります。

中でも財源については大きな課題ではありますが、本市の財政負担が少しでも軽減されるよう財源確保をするべく、10月に補助金のかさ上げ等について関係省庁や国会議員への陳情活動を行ってまいります。

市議会におかれましても、本日より早く小・中学校の児童生徒の安全安心な学習環境の確保に向けた国への働きかけを決定いただきましたことに感謝をいたしますとともに、議員各位におかれましては、今後ともご理解、

ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

実りの秋の本番を目前に、あすより東京の大田市場等において柿のトップセールスを行い、橋本市の柿を全国の皆さまに味わっていただけるようPRしてまいります。柿のほかにも本市の地場産品、それぞれのブランド力の向上を今後も支援し、販路開拓拡大に努めてまいります。

10月から11月には市内各地で多くのイベントが開催されます。たくさんの方々に来ていただいて、地域産品に触れ、また味覚を楽しみ、橋本市のよさを感じていただければと思います。

議員各位におかれましても、時間の許しませぬ限り、ぜひご参加をいただき、地元の秋を堪能していただきますようお願いいたします。

秋が足早に訪れ、朝夕はめっきり涼しくなりました。議員各位におかれましても健康に十分ご留意いただき、市政発展のための一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）これにて、平成30年9月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前11時12分 閉会）